

固定資産税・都市計画税

固定資産の評価替えが行われます

24年度は3年に1度の固定資産の評価額を見直す年度です。

①土地の評価替えについて

21年度～23年度までの評価額は、20年1月1日が価格調査基準日でした。

24年度は、評価替え年度のため、23年1月1日を価格調査基準日とし、新たな地価調査を行い、評価額を算出します。

②家屋の評価替えについて

在来分家屋について、建築物の動向が考慮された新しい評価基準によって評価の見直しを行い、これに建築時から年数の経過に応じた減価率を反映し、24年度の家屋の評価額を算出します。ただし、評価替えによって算出した新評価額が、前年度の評価額を上回ってしまう場合には、前年度の評価額に据え置きます。

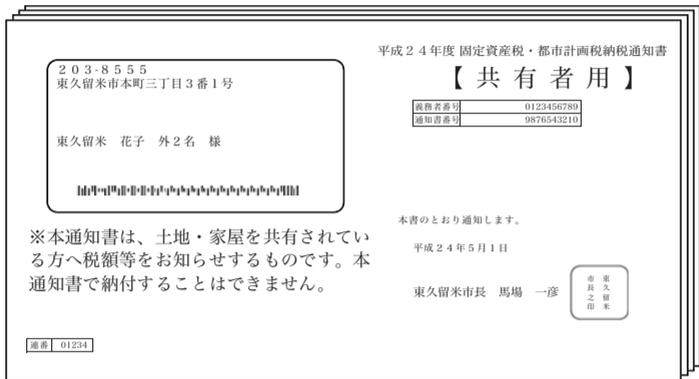
土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧が4月2日(月)から始まります。

これは、市内の土地・家屋に係る固定資産税・都市計画税を納税する方が、所有する固定資産の評価が適正であるかどうか判断するため、市内の他の土地・家屋との価格を比較できるようにすることを目的としています。

【縦覧場所】課税課(市役所2階)
【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(24年1月1日現在の市内に固定資産を所有し課税される方) ②納税管理人③代理人(委任状が必要となりません)

24年度固定資産税・都市計画税納税通知書(共有者用)のイメージ



※共有者用の納税通知書は、右上に「【共有者用】」と記載されています。

市税などの納め忘れはありませんか

23年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。

納期限までに市税などが完納されていないと、延滞金が加算されるだけでなく、財産の差し押さえが行われる場合もありますので、納め忘れにご注意ください。

■納付にお困りのときは

病気や事故、災害など、やむを得ない事情で一括納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課(市役所2階)にご相談ください。

■納付は便利な口座振替で

納付には口座振替が便利です。まだ口座振替を利用していない方には、24年度の納税通知書などに口座振替依頼書・申込書を同封します。また、市内の金融機関にも口座振替依頼書を置いてありますので、ご利用ください。

詳しくは同課 ☎470・7729へ。

【申請方法】課税課窓口で申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかを提示してください。

①運転免許証など本人確認ができるもの ②24年度の納税通知書(5月上旬発送)

課税明細書・納税通知書の発送方法が変わります

広報ひがくるめ3月15日号でお知らせの通り、24年度から、課税明細書と納税通知書を一冊にまとめて、5月上旬に発送します。

また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも発送します。支払いに使用する納付書は、従来通り共有の代表者の方に発送します。

詳しくは課税課土地資産係 ☎470・7726 または同課家屋資産係 ☎470・7727へ。

4月1日(日)

市役所本庁舎で

日曜臨時窓口を開設します

住民異動が集中する3月下旬～4月上旬の窓口混雑を緩和し、併せて市民の市税納付の便宜を図る目的で、4月1日(日)に市民課・保険年金課・納税課にて、日曜臨時窓口を開設します。

受付時間は、午前9時～午後4時です。なお、本庁舎のみ開設します。上の原、ひばりが丘、滝山の各連絡所は開設しませんので、ご注意ください。

外国人住民の方に

仮住民票を送付します

法改正により、24年7月9日(月)から新たな在留管理制度が導入され、外国人登録制度は廃止されることになりました。外国人住民の方は、住民基本台帳の適用対象になります。

円滑な新制度への移行のため、5月頃(5月7日基準日)に仮住民票を作成し、その内容を本人に通知します。現在の登録内容に変更がある方は、早めに手続きをお願いします。詳細は市ホームページをご覧ください。

環境基準や地域類型などの指定権限が市長に移ります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などが改正され、これまで都知事が行っていた地域類型などの指定権限が、4月1日以降、市長に移譲されます。

【市長が定める主な内容】騒音に係る環境基準の適用地域と類型区分の指定▼騒音規制

「4月1日以降の市の状況」これまで都知事が定めていた内容と変更ありません

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

手当を振り込みます

23年12月～24年3月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込みます。振込日は児童扶養手当11日(水)です。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の手当額が改定

24年4月分から児童一人当たりの手当額が改定されました。8月期の支払分(4月～7月分)から改定後の手当額となります。

児童扶養手当(月額)全部支給 4万1550円→4万1430円

特別児童扶養手当(月額)全部支給 4万7000円→4万6800円

日曜臨時窓口での取り扱い事務一覧

担当課	取り扱う事務	取り扱わない事務
市民課(市役所1階)	◎住民異動届けの受け付け=転入・転居・転出・世帯変更など ◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け=平日に来庁できない方は、この機会に、夜間・閉庁日も住民票・印鑑登録証明書・課税/納税証明書が自動発行機で取得できるようになる「市民カード」の申請をお勧めします。手続きの詳細については市民課へ問い合わせください。 ◎各種証明書の発行=住民票・印鑑登録証明書・戸籍の附票・戸籍謄抄本・外国人登録原票記載事項証明書など ◎住居表示の申請受け付け	◎住民基本台帳カードの即日交付 ◎付記転入・付記転出・住民票の広域交付 ◎電子証明書の発行および更新の申請 ◎臨時運行許可(仮ナンバーの貸与) ◎戸籍異動が伴う住民異動届けなど、他市町村への照会を必要とするもの
保険年金課(市役所1階)	◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け ◎高額療養費の支給申請など各種申請書受け付け ◎後期高齢者医療制度の手続きに関する届け ◎国民年金第1号被保険者の資格取得等の届け	◎日本年金機構、東京都後期高齢者医療広域連合および他市町村への照会を必要とするもの
納税課(市役所2階)	◎市税の納付および納税に関する相談 ◎市税の口座振替の申し込み手続き	◎納税証明書の発行など左記以外の事務

広報ひがくるめ 文字が大きくなります

市の行政情報などをお知らせする「広報ひがくるめ」の文字が、次号の4月15日号からこの欄のように大きくなります。文字の大きさは、従来の「12・6級」から「13・6級」に拡大し、読みやすさ8へ。詳しくは企画調整課秘書